

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 令和5年3月17日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和5年3月17日（金）午前10時00分

## 1 会議録の承認

## 2 一般報告・その他報告事項

第4期横浜市教育振興基本計画の策定について

第33期横浜市社会教育委員会議提言について

令和5年度南高等学校附属中学校適性検査における問題及び解答用紙の誤り並びに  
横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査における解答用紙の誤りについて

## 3 審議案件

教委第71号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第72号議案 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について

教委第73号議案 横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について

教委第74号議案 横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について

教委第75号議案 教職員の人事について

教委第76号議案 教職員の人事について

## 4 報告案件

教委報第6号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

## 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。2月16日の会議録の署名者は中上委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月6日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

- 3/9 こども青少年・教育委員会
- 3/14 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）
- 3/15 予算第一特別委員会（採決）
- 3/16 本会議（第5日）予算議決、追加議案上程・質疑・付託、追加議案議決

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月9日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

また、3月14日に予算第一・予算第二特別委員会連合審査会が開催され、予算案の総合審査が行われました。

さらに、3月15日には予算第一特別委員会が開催され、採決が行われました。

3月16日には本会議第5日目が開催され、予算議決、追加議案の上程・質疑・付託、追加議案の議決が行われました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

##### (2) 報告事項

- 第4期横浜市教育振興基本計画の策定について
- 第33期横浜市社会教育委員会議提言について
- 令和5年度南高等学校附属中学校適性検査における問題及び解答用紙の誤り並びに横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査における解答用紙の誤りについて

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会定例会から本日までの報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点報告いたします。まず1点目ですが、「第4期横浜市教育振興基本計画の策定について」、2点目は、「第33期横浜市社会教育委員会議提言について」、最後に、3点目は、「令和5年度南高等学校附属中学校適性検査における問題及び解答用紙の誤り並びに横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査における解答用紙の誤りについて」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員

新型コロナウイルス感染症のことですが、今、来年度の入学に向けて、小学校も中学校も新1年生の皆様方の御家庭は準備をしていらっしゃると思います。そういった中で、心配する声が聞こえてきます。4月からの対応について、どのようにしたら良いのだろうかということがございます。それについて、学校に通知等は出ますでしょうか。その辺りの確認をお願いしたいと思います。

青石人権健康  
教育部担当部  
長

人権健康教育部担当部長の青石です。よろしくお願いいたします。ただいまの大塚委員の御質問にお答えいたします。近日中ですが、国から4月1日のマスク等の取扱いについて、基本的には3月13日から、一般的にはマスクを選択での取扱いとしていますが、学校については4月1日からその取扱いが始まることになっております。現在、原則的にはマスクを外していく方向で決まっておりますが、細かい規程、例えば教科等も含め、入学式などもそうですが、その部分については追って連絡するということになっております。その期日が3月中旬頃というお話になっておりますので、近日中に国から指針が出るかと思っております。それを受けまして、早急にこちらで通知をさせていただいて、学校が混乱なく運営できるように、周知徹底をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

大塚委員

ありがとうございます。やはり学校の混乱がないことはとても大事なことだと思います。そして、小・中・高等学校を含めた全ての新1年生の保護者にもしっかりとその情報が届くようにお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

森委員

今の御説明にありましたが、混乱なくということで、いろいろと国の指針がどのように出てくるかというのもあると思うのですが、細かくルールを決め過ぎるよりは、横浜市としてなるべく現場の状況で判断できるようにしていただくのが良いかなと個人的に思います。

青石人権健康  
教育部担当部  
長

詳細な、「このときはこうだ」ということかなるべくないようしていきたいとは考えております。ただ、国で「この場面については」ということでもし具体例等がございましたら、そこは学校にしっかりお伝えしていきたいと考えております。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかになければ、次に「第4期横浜市教育振興基本計画の策定について」所管課から御報告いたします。

おはようございます。教育政策推進課長の佐藤でございます。それでは、「第4期横浜市教育振興基本計画の策定について」御説明いたします。お手元には資料が3点、両面で2枚の資料と、カラー刷りの計画の概要版、そして冊子という形で分厚いものがあるかと存じますが、本日は一番上にごございます両面2枚の資料を用いて御説明いたします。

このたび、2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」のアクションプランとして、「第4期横浜市教育振興基本計画」を策定いたしました。本計画では、「一人ひとりを大切に」、「みんなの計画・みんなで実現」、「EBPM（エビデンスに基づく政策形成）の推進」の3つの視点に基づき、一人ひとりの成長に焦点を当てた教育政策を展開し、横浜教育ビジョン2030で掲げる「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指してまいります。

「1 計画の概要」を御覧ください。「(1) 計画期間」は、令和4年度から令和7年度までの4年間です。「(2) 計画の視点」として、冒頭も申し上げた3つの視点を掲げておまして、「一人ひとりを大切に」では、子ども一人ひとりの個性や多様性を大切に、「だれもが」「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。「みんなの計画・みんなで実現」では、複数で子どもに関わる体制の徹底及び、家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。「EBPMの推進」では、「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と共有し、連携して質の高い教育につなげます。「(3) 計画の構成」は、「横浜教育ビジョン2030」が示す教育の方向性に基づき、8の柱と21の施策で構成をしております。

続きまして、「2 策定の経過」を御覧ください。振り返れば、令和3年12月の「横浜市総合教育会議」を皮切りに、委員の皆様による多くの議論を経まして、令和4年9月に素案を公表し、1か月間のパブリックコメントの中で大変貴重な御意見を頂くことができました。その後、改めて教育委員会及び横浜市会での御議論並びにパブリックコメント等を踏まえた原案が、令和5年2月3日の教育委員会定例会及び2月15日の令和5年第1回市会定例会にて議決され、策定に至りました。

ページをおめくりください。「3 素案に係るパブリックコメントの実施結果」を御説明いたします。「(1) パブリックコメントの実施概要」ですが、令和4年9月30日から令和4年10月31日までの1か月間実施し、各区役所や横浜市立図書館などで配布するとともに、教育委員会のホームページ、ツイッター、横浜市LINEなどでお知らせをいたしました。「(2) 実施結果」の「ア 意見提出状況」についてですが、投稿数は170通、「イ 項目別意見数」は合計354件で、柱ごとで申し上げますと、柱1、柱4、柱6について多くの御意見を頂きました。

3ページを御覧ください。「ウ 項目別 主な意見」ですが、計画全体について「イメージ図がとても分かりやすい」等の3つの視点に関する賛同、「達成の評価が難しい」等の指標の設定に関する御意見、柱1については、主体的・対話的で深い学びやチーム学年経営の推進に関する賛同、コロナ禍においても協働的な学びの充実を求めるもの、オンライン授業や家庭学習でのタブレット活用の要望、特別支援学校に通う子どもたちと地域の子どもの交流を求めるもの、通級指導教室の拡充等に関する御意見、不登校支援の充実、関係機関とのさらなる連携に関すること。柱2については、持続可能な社会の創り手育成に関する賛同。

柱3については、コロナ禍においても本物に触れる機会や体験活動に関する御意見、コロナ禍での学校生活に不安を抱く子どもへの支援を求めるもの。柱4については、今後の中学校給食の方向性に関する御意見、学校生活における感染症への対策に関する御意見。柱5については、福祉・医療等との連携の充実を求めるもの。柱6については、教職員の増員に関する御意見、業務の負担軽減等、教職員の働き方改革の推進に関する御意見。柱7については、学校施設の建替えや設備の修繕等を求めるもの、学校規模・通学区域の適正化に関する御意見。柱8については、図書館のさらなる充実を求めるもの等の御意見を頂きました。

「エ 御意見への対応状況」では、御意見の趣旨を踏まえ、原案に反映したものが19件、御意見の趣旨が既に素案に含まれているもの又は素案に賛同いただいたものが57件、取組等の参考とさせていただいたものが265件です。パブリックコメントの実施結果の詳細については、横浜市ホームページに記載しておりますので御参照ください。

4ページを御覧ください。「4 計画のダウンロード及び配布等について」です。第4期横浜市教育振興基本計画は、横浜市ホームページにてダウンロードいただけます。また、下記にございます市民情報センターや各区役所広報相談係、横浜市立図書館といった場所にて冊子の配布も行うほか、外国語版、点字版等でも御覧いただけます。

最後になりますが、本計画を3つの視点の一つである「みんなの計画」にするために、1枚のイメージ図を作成するなど、これまでも伝えることについては工夫してきたところです。今般、計画が最終的に策定されたことに伴い、改めて学校現場や家庭、地域など教育に関わる全ての人に本計画が目指す方向性を分かりやすく伝えるために、約3分の動画「第4期横浜市教育振興基本計画のポイント～わたしの・あなたの・みんなの成長～」を作成いたしました。本動画は教育委員会事務局はもとより、学校現場からも多大な協力をいただき作成したものですので、本日御覧いただければと存じます。では、よろしくお願いいたします。

#### <動画再生>

佐藤教育政策  
推進課長

御覧いただきありがとうございます。計画は策定自体が目的ではないと認識しております。3つの視点を、学校現場をはじめとした子どもの成長に関わる全ての人と共有し、日々の教育活動の変容につなげることをみんなで実現していくのは、むしろこれからが本番とっておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。御説明・御報告は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

計画ができて、伝わるような図式化や動画ができたことは、今回の新しい試みだと思っています。あとは、内容におきましては、EBPMの推進によって気づきやすくなったり、子どもたちの抱えている課題があればより発見しやすくなったり、そういった大きな進展があったとも思っております。あと、パブリックコメントには「達成の評価が難しい」などの指標の設定に対する御意見などもあったということですが、アウトプットからアウトカムの評価にしていたなど、そういったことは非常に大事なことだったと思っています。なので、これからおきましては、この動画なども活用しながらだと思いますが、各学校や、そこにいる児童生徒、保護者の皆さんたちに、どのように「第4期横浜市教育振興基本計画の策定について」を知ってもらったり、「みんなの計画・みんなで実行」にな

っていかかというところを引き続き努力していただきたいと思ひます。

あとは、計画ができたところが出発点だというお話が今ありましたが、一人ひとりを大切にする環境を作っていくためには、この計画だけではまだ不十分などころがあると思ひています。なので、ただ推進することだけを目的とするのではなくて、根っこから本当にあるべき姿を考へて、今までの当たり前を疑いながら、終わりのところにもありますが、延長線ではない取組を引き続きしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

鯉淵教育長

御意見ということで。

木村委員

私からも意見を一つ。今までこういった計画というものは、「見てください」、「みんなのために作りました」というようなところがありましたが、まさしくみんなと共にこれから考へていきましょうという姿勢がとても表れて、私は良いと思ひます。ですから、こういったものが出たところで、皆さんの意見をこれからも集めて、「共にどう考へるか、共に子どもたちを、共に横浜市を」、というところがベースになってくるので、大変良いと思ひます。あとは、先ほど森委員がおっしゃったように、具体的にこれが本当に現場でどう生きるかが大事かなと思ひます。もう一つ、今はエビデンスベースがものすごく大事だと思ひます。経験値も決して悪くはないですが、その経験値を生かすにもエビデンスを重要視する。あるいは、経験値が単なる経験値だけで終わっているものは、常識ではなく改めて考へるということで、こういった科学的な手法、科学は数学や物理だけではないですから、そういった意味での今後の在り方が大変分かりやすく、次は今度、具体的などころでまた期待したいと思ひています。意見です。

中上委員

第4期横浜市教育振興基本計画の策定お疲れさまでした。ありがとうございます。すばらしい計画ができましたが、この策定プロセスが良かったなと思ひます。これはみんなの計画ということで、現場の意見もよく聞いていただきましたし、教育委員会会議の場だけではなく、各委員個人が疑問に思ったことを皆さんにお伝えしたり、また逆に教へていただいたり、教育委員会事務局としてもいろいろな意見を反映できる場がありました。また、現場だけではなく保護者などいろいろな関係からも意見を聞かれたと聞いています。もちろん議会をはじめパブリックコメントでも、報告がありましたがいろいろな意見があつて、みんなで作ってきたのだなと改めて思ひます。

今後の話としては、現場の人の思いもいろいろあるでしょうし、御苦勞もある上で、新しい政策をまた取組まなければいけないのかという人もいるかもしれません。違ふ現場の御苦勞をされているなど。そうは言つても、この計画が全てではないし、これでもまだトライアルな部分、道半ばの部分も当然あるわけで、それを育ててもらうのは現場です。まさに現場でこの計画に魂を入れていただくということが大事かなと思ひます。

それともう一つは広報について、本当は長々と伝へなければいけないボリュームですが、短く伝えるのは非常に難しいです。ここにも書いてあるように、当然、学校現場や教育委員会事務局だけではできませんので、地域や御家庭の人もこの問題を受け止めて、私もそれに参加してほしいと思ひました。そういう意味で、冊子の印刷は横浜市の冊子の厚さを考へたらなかなかできませんが、例えばDVDでしたら簡単に安くできると思ひます。区役所などにも地域を応援したいという人がたくさんいるので、イベントのときにDVDを配つて、もっと知りたい人はホームページにアクセスしていただければ良いわけですね。そういう入り口

として今日の動画も良いかなと思います。例えば私の知り合いで学校運営協議会の役員になっている人などの話を聞くと、「学校の情報はよく聞いています。ですが、教育委員会全体の政策がよく分からない。」とおっしゃっていました。学校運営協議会などステークホルダーがたくさんいるわけですから、応援団になってもらう意味で、そのきっかけとしてもこのような動画でどんだんうまく広報していただければと思います。以上です。意見です。

大塚委員

この第4期横浜市教育振興基本計画の完成まで本当に長い道のりだったと思います。これからこの計画の実現、本番という形ですが、実現に向かってはなかなかスムーズにいかない部分が非常に出てくると思います。それは現場が一番よく感じられるところでありますから、そういった部分の最新の情報というのでしょうか。実現に向けて今、取り組んでいらっしゃる現場の困惑や達成感、そういった声をいち早く私たち教育委員会事務局がしっかり伺っていくことが非常に重要ではないか。そこを伺いつつ修正していくことが必要になってくるので、同時進行で大事にしていくということに取り組んでいらっしゃるのとはよく分かっているのですが、そこを改めて大事にしていきたいと思います。意見です。

四王天委員

膨大な時間をかけて作成された第4期横浜市教育振興基本計画、大変お疲れ様でした。今拝見させていただいた動画も生徒の顔が全て映っていて、特別支援教育の学校に関しては比較的モザイクがかかったりすることが多い中、堂々と顔を出してこの動画を撮影させてくれたことにすごく感謝いたします。児童・生徒たちのすばらしい表情が拝見できたことをすごくうれしく思っています。このことに関しては、いつでも迷ったときにここに帰ってこられるというあるべき姿、理想の姿がここに表されていると思います。ただ、2030年頃を想定するということでまだまだ時間がありますが、時に社会情勢などによってこれを大きく修正しなければいけない場面も出てくるかもしれません。そのときはぜひ勇気を持って、軌道修正もいとわないというような形で、現実に生きるものにしてもらいたいなと思います。そのように祈っております。お疲れ様でした。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。特にほかの御質問がなければ、次に「第33期横浜市社会教育委員会議提言について」所管から御報告いたします。

鈴木生涯学習  
担当部長

生涯学習担当部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。「第33期横浜市社会教育委員会議提言について」は、令和3年度から令和4年度にかけて議論をまいりました。このたび提言としておまとめいただきましたので、御報告させていただきます。詳細については課長より報告させていただきます。

宮田生涯学習  
文化財課長

生涯学習文化財課長の宮田です。よろしくお願いいたします。お手元の資料に一般報告資料としまして、A3の両面刷りの資料1枚と、別紙1としましてこの提言の概要版、別紙2としまして提言本体と、以上三つの資料をつけてございますので、今日は概要版を中心に御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

最初に一般報告資料を御覧いただきたいのですが、「1 横浜市社会教育委員会議提言について」でございます。社会教育に関するテーマを設定し、専門的な知見を有する委員により、解決策や対応策について協議いただき、その結果を提言としていただいております。

「2 第33期社会教育委員会議の概要」です。令和3年8月23日の教育委員会



において、「『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）』に基づく取組の方向性について」をテーマとして諮問を受けまして、会議が発足しました。その後、全5回の会議を開催し、提言をまとめていただきました。

「（1）テーマ」でございます。「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく取組の方向性について、「テーマ選定の背景」をいくつか記載しておりますが、読書バリアフリー法では、「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされております。

裏面を御覧ください。「（3）委員」でございます。表の「選出区分」を御覧いただきたいのですが、委員は、学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者、家庭教育関係者のほか、教育委員会が必要と認める者として、障害者団体の方にも御参加いただきました。

「3 提言」ですが、概要版の別紙1を御覧ください。A3の両面でございます。最初に別紙1の中ほどですが、本提言では、読書バリアフリー法で「視覚障害者等」として定義されている「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な人」の市立図書館、学校図書館を中心とした読書環境の整備の方向性について、「第33期横浜市社会教育委員会会議」で検討を重ねてきた結果をまとめております。提言は、従来からの取組で今後も継続的に実施するものを基本的な取組として、特に重点的に推進していくものを重点取組として位置づけています。

最初に「基本的な取組」でございますが、資料の中ほどに記載してございます。三つございまして、一つ目が「1 視覚障害者等が利用しやすい書籍等及び読書支援機器の拡充」、二つ目が「2 視覚障害者等が利用しやすい書籍等を誰もが利用できる環境づくり」、三つ目が「3 円滑な図書館利用のための合理的配慮」でございます。

資料をお開きいただきまして、提言の「重点取組」でございます。今申し上げました基本的な取組を基盤とした上で、特に重点的に推進していくものでございます。横浜市の特徴やインクルーシブ教育などの視点を踏まえて、多様な主体との連携・協働を推進しながら、4つの重点取組を行うものとします。

まず、「重点取組1」です。「連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作」。こちらの「背景」ですが、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作を担う図書館協力者やボランティアの高齢化に伴う、製作人材の確保が課題となっています。製作人材の確保にあたっては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策の検討が必要だろうということで、示された施策は、大学、民間事業者などの「民間事業者等と連携した視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作」です。

続きまして、「重点取組2」です。右側でございますが、「インターネットサービスの利用促進」。こちらの「背景」につきましては、一つ目は人口規模の大きい横浜市では、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が集約された「サピエ図書館」のインターネットサービスの利用促進が有効であろうということです。インターネットサービスは、全国で製作された視覚障害者等が利用しやすい書籍等のデータが約33万タイトル集約されていまして、視覚障害者等が無料で利用できるものであります。こういったものの利用促進が有効であろうという背景がございます。二つ目は、インターネットサービスの利用促進にあたって、視覚障害者等のデジタルデバイド、情報格差解消が課題であることです。三つ目は、市立学校では1人1台端末が整備され、学校におけるインターネットサービス活用が

期待されていることであり、これらを踏まえて、施策は二つ提言いただいております。まして、「施策1 『サピエ図書館』『国立国会図書館』のインターネットサービスの利用支援の充実」と「施策2 学校におけるインターネットサービス利用支援の充実」です。

続きまして、「重点取組3」です。「図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成」です。こちらの「背景」につきましては、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためには、障害特性や障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得することが重要であること。人材育成の対象は、図書館司書、司書教諭、学校司書に加えて、視覚障害者等と接する市立図書館や学校に関わる人たちにも広げることが必要です。委員の方から、視覚障害者等を支援につなげるためには、専門人材に加えて、視覚障害者等に接する人たちにも読書バリアフリーの理解を深めることが必要との意見がございました。そこで、二つの施策が提言として示されておまして、一つ目が「施策1 市立図書館における職員の人材育成」、二つ目が「施策2 学校における司書教諭、学校司書等の人材育成」でございます。

最後に、「重点取組4」です。「効果的な広報・啓発戦略」ということですが、「背景」は、読書バリアフリーに関する支援情報は点在しており、必要な情報にたどり着くまで相当な時間を要するということです。それから、発達障害など気付きにくい障害のある人は、障害特性について本人も認識できていない場合があるため、障害の有無に関わらず、幅広く広報・啓発を行うことが求められる。三つ目は、視覚障害等により、読書や図書館利用を諦めてしまっている人に対する働きかけも必要ということ。これらの背景を踏まえて、施策が三つ。一つ目が「施策1 各種支援情報の一元化・見える化」です。二つ目が「施策2 『誰一人取り残さない』ための情報発信」。視覚障害者等が日頃よく利用する施設や機関などでの幅広い広報、視覚障害者等への情報提供に関する支援者への働きかけ。市立図書館、学校での、障害の有無に関わらず、知識や情報を得る機会の充実です。三つ目は「施策3 地域共生社会の実現に向けた読書バリアフリーへの理解促進」。身近な施設等における様々な機会を捉えた読書バリアフリーへの市民理解の促進ということでございます。

最終面に、「参考1」としまして「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」、  
「参考2」といたしまして「サピエ図書館、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」について記載してございます。

なお、この提言につきましては、横浜市のホームページに、テキスト版と、読み上げによる音声データも掲載しております。また、点字版、音声デイジー版については今後、中央図書館で貸出しをする予定でございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

四王天委員

視覚障害者等の図書利用は、どちらかというと、その障害特性からいって無理ではないかという考え方があったかと思いますが、ここにおいて、視覚障害者等に対しても本の内容がもっと伝わるようにという取組をもっと強化しようということだろうと思います。現状、横浜市の図書館で視覚障害者が利用されている実績みたいなものはありますか。まだまだゼロに近いから、これからはもっとその人たちが利用できるように拡大していこうとされているのか、まず、視覚障害者の利用の現状について教えていただけるとありがたいです。

山内中央図書館サービス課長	中央図書館サービス課長の山内です。ただいまの御質問ですが、現在、視覚障害者の方へのサービスとして録音図書等の貸出しなどを行っていますが、640人の登録者の方がいらっしゃいます。あと、先ほど資料で説明がありましたサピエ図書館については、図書館に申し込まなくても神奈川県立のライトセンターに登録をしていれば利用ができたりますこともあるので、その実数については把握できていないところがございます。
四王天委員	来館してという方の数は分からないということでしょうか。
山内中央図書館サービス課長	来館してというところでは対面朗読の形で利用されていますが、正式な実人数としては十数人ぐらいかなということです。主に録音図書を借りて自宅で利用する方が多くおります。
四王天委員	<p>ぜひ図書館にも来てもらいたいという思いもあるので、現状を把握して、この取組をしたことによってこれだけ図書館に皆さんが来やすくなったという、目標ではないですが、このくらいまで増やしたいというところを掲げてもらいたいと思います。</p> <p>あと、もう一点よろしいですか。意見交換会で牧野議長とお話したときに、「これだけインターネットが発達してしまうと図書館の利用者が少なくなってしまうのではないか」という疑問を投げかけたところ、「実は不登校の児童・生徒はインターネットを利用することが多いけれども、インターネットを信用していない。」という実情を伺いました。「不登校の児童・生徒は、実際に図書を見て事実確認をしている。」と教えていただきました。それを聞いて、これからの図書館の存在意義はもっと重要になってくるかなと思いましたので、ぜひ強化をよろしく願います。最後は意見的なものです。</p>
鯉渕教育長	ほかにいかがでしょうか。
中上委員	<p>私もこの前、牧野議長からの報告書の手交のときに、教育委員の皆さんと一緒に立ち合わせていただいて、意見交換もしていろいろ教えていただきました。別紙1の概要版の重点取組の中で、「重点取組3 図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成」、ここに関わる方、特に図書館司書の職員も含めて図書館の方や司書教諭、学校司書に加えて、関係者という意味では支援者もいますが、その辺りの研修や連携ですよね。例えば、私も今回知らないことがいっぱいあったのですが、横浜市の中にも横浜市社会福祉協議会やリハビリステーション、視覚障害者の支援センターなど、それぞれ専門がありますけれども、そことうまく情報交換して、お互い知識や情報を使いやすくするための連携の会議や調整を丁寧に行っていくことが前に進むことかなと思います。</p> <p>特に今言われているのは、視覚障害者支援のITのソフトが非常に普及してきているわけですね。簡単にタブレット端末やスマートフォンでもできるような技術が私の想像以上に、どんどん使われてもいるわけですね。それさえ知らないという人が多いですし、実際にそれは研修でそのノウハウを学ばないと分からないです。ましてや、利用者の方は分からない。ですから、この業界では技術開発が進んでいくと思いますので、これに関わる人たちが、新しい人工知能を使ったいろいろな検索や技術に対して、常に情報を入れて、それを研修して実際に取り入れて連携していくなど、その辺りを地道に取り組んでいくのが非常に大事かなと思いました。それと、各地域図書館がそれぞれ何年後かに更新するとき</p>

に合わせて、機器だけでなくハード面も併せて、予算と時間をかけて整備していくものだなと思いました。以上です。意見です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

御報告ありがとうございます。第33期横浜市社会教育委員会議の提言を読ませていただいて、「1 はじめに」のところで、「視聴覚障害者等」という表現はどういう方々を対象にしていらっしゃるかということが明記されていて、それはとても大事なことだなと思います。あわせて、この計画において、高齢者や外国人など、視覚障害者等以外の方々への配慮、図書館の利用に困難を伴う人についての配慮が明言されていて、どなたに向けたものなのかということをもまずきちんと皆さんが共通理解するというのでは、この書き方は非常に重要だろうと思います。そして、同じく16ページの視覚障害者等を対象にした読書に関するアンケート調査結果の中で保護者の方が書いていらっしゃるのですが、「読書バリアフリーに関する情報について」ということで、「いろいろなサービスがあることも知らず、障害のある息子への読書の知識をつけることを諦めていた」とあります。自分はずっと現場で務めてまいりましたけれども、子どもたち自身が自分にはどういう可能性があるのか、そしてその可能性は、いろいろな施策のどういうサービスを活用できるのかということをも全く知らなかったし、子どもたちの目の前にいる教員としての自分も知識はどうだったのかなと振り返ると、本当に胸の痛い思いを感じます。そういうアンケートがこの中で見られて、もっとこのアンケートの回答者の数が多いと良いなとも思った次第ですが、そういう情報が届かなかったことも今までの非常に大きな課題だったと思います。

そういう点で、いろいろ重点取組を見させていただくと、1、2、3、4とどれも大切なことをしっかりまとめていただいていると思います。先ほどの第4期横浜市教育振興基本計画と同様、このことをまず、視覚障害等のある方々等に関わる全ての方々がきちんと知ること、理解すること。それから、そこに対象となる当該の皆さん方がアクセスする方法を知るなど、やっとの思いで図書館にたどり着いたときに、「図書館でこういう使い方ができるんだ」ということがちゃんと分かるなど、実際、今まで諦めていたことができるようになるなど、そういう一つひとつのプロセスがすごく大事であるということをも、教育委員会事務局として学校現場の一人ひとりに知っていただきたいと思います。そういった意味では、「重点取組3 図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成」に当たるのだろうと思いますし、「重点取組4 効果的な広報・啓発戦略」が大事ということをも改めて痛感させていただきましたので、これが実現していくことで、教育委員会事務局の施策がこれから具体的にどのようになっていくかということにぜひ期待したいところです。意見です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

森委員

御報告ありがとうございます。最初に、A4両面刷りの紙に、法律ができて整備しなければいけないということが書かれていますけれども、本来なら、法律ができたから進めるというよりは、姿勢として、誰が今アクセスできていないかを拾おうとしたり、その人たちの隠れたニーズを拾う努力を、これまでもっと捉えて整備するべきものだったと思います。なので、法律は一つのきっかけですが、今この段階で捉えられているニーズだけではないものがあることを、引き続き努力して拾うようにしていただきたいと思います。

あと、もう一つは、以前、この案件ではなくて障害者の生涯学習におけるアンケートを何千件と見たことがあるのですが、特別支援学校などを卒業した後、学び続ける場がいかにか社会の中で少ないかということと、一人の力で学び続ける意欲を持ち続けることも非常に大変で、学びを動機づけるような環境が社会の中になくという声を見たことがあります。そのため、いかにか図書館などがその場として機能し得るかという視点をぜひ持って、この事業に取り組んでいただきたいと思ひます。

4つの取組全て大事だと思ひますが、海外の図書館では、どちらかというといふユニバーサルデザインの考えに基づいて、障害のある方々が読む書籍の棚がただ一つあるなどそういう考えというよりは、全体でいろいろなところにもL1ブックがあったり、テキストデイジー図書があったり、しかも内容、ジャンルも様々取りそろえていると聞きます。みんながその存在を知っていることが何よりの広報になり、身近な人でそういった本へのアクセスがない人がいたら、あそこにあるよと伝えられる状況が非常に大事だと思ひます。そういった後押しができるということを知ったことがありますので、横浜市で書籍や機材を充実させるときには、誰にも見えないような端っこに置いてあるとか、探さないとなどり着けないところにあるというよりは、誰もが見えるところにあることが大事だと思ひます。そういう位置づけで進めていただきたいと思ひます。

あと、「重点取組3」の「施策2」に、学校における学校司書の人材育成が書いてあります。そこに「障害特性の理解促進や支援方法を学ぶための取組を実施」と書いてありますが、全ての教職員に対してその知識が広がるように、その一つのきっかけともなるようにしていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

木村委員

社会教育というといふ生涯学習、生まれてから人生の中でどのように学ぶかというのが社会教育だと思ひますし、その中で図書館は学びの拠点だと思ひています。今回は読書バリアフリーを出して、ここからまた更にいろいろな提言等々がなされると思ひますが、まさしく生涯、生まれてから人生100年と考えるときに、ここを充実させるのが図書館拠点で、なおかつ、学校教育は、実は100年の中で十数年しかないですね。でも、ここの学びが、次の社会に出たときの学びの大きさにつながっていくわけですね。そう考えると、今、教育課題はどんどん変わっています。その中で学んできた子どもたちが次に学ぶときには、図書館は、今まであった図書館の価値観も維持しつつ、変わっていく。ですから、ただ自分が本を読むだけではなく、そこは学びの集いの場であり、共に学ぶ場であり、先ほど言ったように海外にも倣う。そういったことでどんどん進化・変化していくのが図書館だと思ひますので、その中で今回のこの読書バリアフリー法をぜひ次につなげていただければ、より良い学びの場が強制的に生まれてくるのではないかと思ひます。先ほどの第4期横浜市教育振興基本計画もそうですが、共に学ぶということがとても重要だと思ひますので、これからの発展に期待します。意見です。

鯉淵教育長

ほかにかいかがでしょうか。特になければ、次に「令和5年度南高等学校附属中学校適性検査における問題及び解答用紙の誤り並びに横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査における解答用紙の誤りについて」所管から御報告いたします。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。お手元の資料のとおり、「令和5年度南高等学校附属中学校適性検査における問題及び解答用紙の誤り並びに横浜サイ

エンスフロンティア高等学校特色検査における解答用紙の誤りについて」、これらは令和4年度に実施したものでございますが、それについて御説明させていただきます。詳細は所管の課長から申し上げます。

宮村高校教育  
課長

高校教育課長の宮村でございます。それでは、説明いたします。資料の1ページ、「1 概要」を御覧ください。「事案1」、「事案2」、「事案3」につきまして、それぞれ「(1) 対象校」、「(2) 事案判明日」、「(3) 誤りの内容」、「(4) 判明の経緯」、「(5) 対応」、「(6) 記者発表日」について御説明いたします。

「事案1」ですが、南高等学校附属中学校において、令和5年2月3日金曜日に事案が判明しております。誤りの内容といたしましては、適性検査Ⅱの解答用紙、解答欄の誤りです。判明の経緯といたしましては、検査時間中に受検者から指摘があったものです。対応といたしましては、検査時間中に当該問題を削除し、受検者全員に当該問題の配点10点を加点了したものです。このことにつきまして、令和5年2月3日金曜日に記者発表いたしました。

続きまして、「事案2」です。対象校は、横浜サイエンスフロンティア高等学校。事案の判明日は、令和5年2月15日水曜日です。誤りの内容といたしましては、特色検査の解答用紙の記載の誤りです。判明の経緯といたしましては、検査時間中に受検者から指摘を受けたものです。対応といたしましては、検査時間中に訂正を行いました。このことにつきまして、記者発表日は令和5年2月15日水曜日に行っております。

「事案3」を御覧ください。対象校は、南高等学校附属中学校です。事案判明日は、令和5年3月7日火曜日。誤りの内容といたしましては、適性検査Ⅱの問題の誤りです。判明の経緯は、外部から指摘があったものです。対応といたしましては、解答に影響がないことを確認し、当該箇所を訂正しました。このことにつきまして、令和5年3月10日金曜日に記者発表を行っております。

続きまして、「2 各事案について」説明いたします。「(1) 事案1 南高等学校附属中学校適性検査Ⅱ解答用紙 解答欄の誤り」です。

「ア 概要」を御覧ください。令和5年2月3日金曜日に実施した令和5年度横浜市立南高等学校附属中学校適性検査において、適性検査Ⅱの解答用紙に誤りがありました。大問3、問題2「お」の解答欄がなかったというものです。検査中に受検者より指摘があり、検査時間中に当該問題の削除を指示いたしました。その後、全受検者に当該問題の配点10点を加點することを決定、記者発表するとともに、高校教育課のホームページ及び南高校附属中学校のホームページに、事案の概要、対応を掲載したものです。

「イ 誤りの内容」を御覧ください。該当の箇所は、資料に示されている解答用紙になります。適性検査Ⅱの解答用紙の「え」の横に「お」の解答欄があるべきでしたが、その「お」の解答欄がなかったというものです。2ページ目を御覧ください。「該当の問題文」は、問題冊子16ページ、大問3、問題2です。そのこの図の中の「わかったこと」の「 $\alpha$ 番目の正方形数と $\alpha$ 番目の長方形の和は、『え』番目の『お』になる」。この「お」に当たるところの解答欄がなかったということです。「訂正及び指示内容」を御覧ください。実際に行った訂正と指示内容をこちらに掲載してあります。指示内容といたしましては、「問題冊子16ページ、大問3、問題2の次の文言を削除すること」。削除するとした文は、「また、【わかったこと】の『え』と『お』にあてはまるものを、数や文字、ことばを使って答えなさい」というものです。そして、解答欄の「え」には何も書かない。そして、書いたものについては、消す必要がないことを指示しております。

「ウ 誤りの要因」を御覧ください。誤りの要因といたしまして、1点目は、問題検討会議での意見を基に作問担当者が問題文を修正した際に、解答用紙、解答例の修正を行わなかったこと。2点目といたしまして、問題作成の責任者が問題の修正と解答用紙、解答例を確認しないまま、印刷業者に入稿したこと。3点目といたしまして、校正会議で、問題を解いて解答用紙に記入するという作業及び問題と解答欄の照合を行わなかったこと。誤りの要因としては、以上の3点です。

続いて、3ページを御覧ください。「(2) 事案2 横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査 解答用紙 記載事項の誤り」について説明いたします。

「ア 概要」を御覧ください。令和5年2月15日水曜日に横浜サイエンスフロンティア高校が実施した入学者選抜における特色検査、この特色検査ですけれども、下に注がありますとおり、高等学校が共通の検査以外に各校の特色に応じて実施することができる検査で、学力検査や面接では測ることのできない総合的な能力や特性をみる検査です。この特色検査の解答用紙に記載された記述の説明に誤りがありました。「Easy」となる部分が「EAST」と表記されていることについて、検査中に受検者より指摘があり、検査時間内に当該箇所の訂正を行ったものです。

「イ 誤りの内容」を御覧ください。該当箇所は問題4です。こちらの解答用紙になりますが、丸囲みをしてある部分、「ナッジ (EAST) の手法についてはEASTをE、AttractiveをA」と続くところですが、ここの内容といたしましては、「EASTをE」ではなく「EasyをE」とすべきところでした。下の「訂正内容」を御覧ください。誤りといたしましては「EASTをE」、正しくは「EasyをE」とするべきところです。なお、問題用紙の問題文には、「また、解答用紙にはEasyをE、AttractiveをA、SocialをS、TimelyをTと略して書くこと」と正しく記載されています。

「ウ 誤りの要因」を御覧ください。1点目といたしまして、初校原稿に当該の誤りがあったが、校正作業を目視のみで行い、読み合わせを行っていなかったこと。2点目といたしましては、2校以降の校正作業では、修正点での照合だけにとどまり、入稿原稿との照合を行っていなかったこと。以上の2点です。

続きまして、4ページを御覧ください。「(3) 事案3 南高等学校附属中学校適性検査Ⅱ 問題の誤り」です。

「ア 概要」を御覧ください。令和5年2月3日金曜日に実施した令和5年度南高等学校附属中学校適性検査において、適性検査Ⅱの問題の一部に誤りがありました。3月7日火曜日に、外部から、参照元の資料と問題に掲載された表に相違があるとの指摘を受け、確認したところ、誤りがあることが判明しました。正答を導く上でこの誤りは影響しないため、採点を修正する必要はありませんでした。

「イ 誤りの内容」を御覧ください。「該当の箇所」は、問題冊子の10ページ、大問2、資料6の表1です。誤りの部分を御覧ください。この表1の操作3の抽出されるタンパク質の種類がグルテニンとなっています。そして、操作4の同様のタンパク質の種類につきましてはグリアジンと表記されていますが、原典のとおりでありますと、「正」のほうを御覧ください。操作3にグリアジン、操作4にグルテニン、このように入るはずでした。

「ウ 誤りの要因」を御覧ください。1点目といたしまして、問題作成の過程で、担当者以外が、問題を作成するに当たって参考にした文献、以下、参考文献とさせていただきますが、こちらと作成した表の照合を行っていなかったこと。2点目といたしまして、問題作成の過程における会議において、参考文献と作成

した表を照合するという作業を行っていなかったこと。また、参考文献と作成した表を照合したかという確認も行っていなかったこと。以上の2点です。

続きまして、5ページを御覧ください。「3 再発防止に向けた取組」。今回の3件の事案を受けて、横浜市立高等学校附属中学校（南高等学校附属中学校・横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校）適性検査及び横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査において、今後、二度とこのようなことが起こらないように、次のとおり検証して再発防止に取り組んでまいります。

「（1）問題作成に係る全ての業務についての事故防止に向けた検証のプロセス」、「ア 問題作成の過程と事故要因の分析」です。問題作成の過程を検証し、誤りの要因を特定しました。「イ 外部有識者から専門的な意見を聴取」です。1点目といたしまして、問題の作成ミスはないという先入観の下で校正作業が行われていた可能性があること。2点目といたしまして、校正業務については、何をすべきか、明確に決めておく必要があること。3点目といたしまして、目視での校正ではなく、複数名で音読して一字一句確認をすること。4点目といたしまして、参考文献と作成した問題の突き合わせ、これは一文字ずつチェックするものですが、こちらも校正業務の一つとして挙げること。

「（2）検証を踏まえた再発防止策の検討及び実施」についてです。問題作成の過程における留意点、チェック事項等を整理してマニュアルを整備していきます。また、そのことを関係者全員で確認し、業務を遂行いたします。「ア 問題作成に関すること」。1点目といたしまして、参考文献を使用した際には、複数で原典との照合を行うこと。2点目といたしまして、問題を修正するごとに解答欄の修正の有無を確認すること。3点目といたしまして、確認作業は複数で行うこと。4点目といたしまして、問題作成に関するチェックリストの事項を複数で確認しながら問題を作成すること。「イ 問題検討に関すること」。1点目といたしまして、作問者と別に問題を検討する者を置き、問題の妥当性、参考文献との照合を行うこと。2点目といたしまして、実際に問題を解き、解答欄に解答を記入して、問題と解答欄の確認等を行うこと。「ウ 校正に関すること」といたしまして、1点目、問題作成に関係した者とは別に、校正を専門に行う者を置くこと。2点目といたしまして、校正作業は複数で行い、必ず読み上げて照合すること。3点目といたしまして、実際に問題を解き、解答欄に解答を記入する作業を行い、問題と解答欄の照合を行うこと。4点目といたしまして、修正箇所の照合だけではなく、入稿原稿との照合を行うこと。「エ その他」といたしまして、次の3点を挙げております。1点目、過去のいわゆる「ヒヤリ・ハット」事例を共有して業務に当たること。2点目といたしまして、印刷前の版下データを問題作成業務に関係していない者が最終確認すること。3点目といたしまして、秘密保持を厳重に確保した上で、全ての作業を行うというものです。報告は以上になります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

木村委員

二つあるのですが、まず、これが誤りの要因だということが出てきました。まさしくそうだと思いますが、なぜこれができなかったのかということが一番問題だと思います。もう一つが、南高等学校附属中学校で1件目が令和5年2月3日に判明しましたよね。その後もう一度試験内容の振り返り等々がなされていなかったのか。それを令和5年3月7日に外部から指摘されるということは、ピンポイントでミスしたところだけ考えて、全体の入試問題、入試のことをもしかして検証していなかったのかということがものすごく気になるのですが、いかがで



しょうか。

宮村高校教育  
課長

御質問ありがとうございます。問題作成の手順につきましては、手順書等が作成されていましたが、具体的に何をどのように行うのかという視点においては作成されていなかったことが確認されております。

また、2点目ですが、解答用紙の解答欄の誤りがあつた段階で問題の確認はしておりますが、そのときに表の中身の誤りについて発見することができませんでした。

木村委員

絶対にミスを出してはいけないのが入学試験で、こういった形で出てきたときに、次の課題等々がありますけれども、もう一回しっかりこれを肝に銘じて取り組むべきだと思います。校正の仕方もそうですが、ピンポイントで見ただけでは見えないものがあります。木を見て森を見ないと一緒に、そこだけに全員が目が行ってしまうと全体を見渡せませんので、様々な角度から全体を見渡す人、ここがやはり重要だと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

事案1、事案2は受検者からの指摘とございます。事案1は小学校6年生の児童が指摘したということです。その指摘の行動を取るまでのプロセスを考えると、とても葛藤されたのではないかと思います。指摘された児童以外にも不安を感じられた。そういった意味で、全力を出し切る入試においてあつてはならないと思われるわけですが、今までミスがなかったと伺っているのですが、細心の注意を払った一つひとつのこれまでの積み重ねが今回3件という数につながってしまったのは、受検者の皆様方に非常に申し訳なかった。その意味で、先ほど木村委員がおっしゃいましたが、受検生が信頼して臨める試験、保護者も信頼して受検生を送り出せる試験、そういったところを大事に検証をしっかり行って、再発防止に努めていくことを私も大事にしたいと思います。以上です。意見です。

中上委員

今回の3件ともケアレスミスと言いますかヒューマンエラーで、大きな事故ではなかったことが不幸中の幸いですが、ただ、先ほど木村委員もおっしゃっていましたが、入学試験ミスは些細なことでもあつてはならないことだろうと思います。それは大塚委員も言われたように、受検生の動揺なり影響、また、保護者からの信頼、市民からの信頼もありますし、そういう意味で、三つ重なったことは大きく反省して再発防止につなげる、ここが一番大事だと思います。

ヒューマンエラーの部分はそれぞれ反省点があると思いますが、もう一つは、それぞれ校正されているのですが、その校正の方法が、先ほど木村委員からもありましたように、同じような視点でダブルチェックしても仕方がないわけで、それぞれの段階で視点を変える基準をマニュアルなどにきちんと書いておく必要があります。この問題で一番あつてはならないのが秘密漏えいで、学校全体、教育委員会全体の信頼性を落としますのでまさに一番怖いところですが、逆に言うと、マニュアルなどプロセスの検証の仕方が非常に難しいと思います。試験問題に初めて会う担当者もいらっしゃいますから、その人に同じ間違いをさせないためにも、きちんと情報管理した上で、単なるダブルチェックだけでなく、それぞれ違う視点を持ったマニュアルを作っていただきたいと思います。いずれにしても、検証は随分されているようですので、再発防止に向けた取組をしっかりしていただきたいと思います。以上です。意見です。

鯉淵教育長

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

森委員

校正や確認が機能していなかったことが大きな問題だと思います。なので、今いろいろと再発防止を書きとらせていますが、例えば最後の「その他」で「関係していない者が最終確認する」とありますが、この最終確認は最後の段階のどこまで、どのようにしていくかみたいなことがぼんやりせずに、これからは校正や確認が機能するように徹底していただきたいと思います。お願いします。

四王天委員

ほかの委員の御指摘のとおりだろうと思います。作問担当グループに関しては猛省を促したいと言いますか、業務意識、業務姿勢に対して、どう見ても油断があったとしか思えません。人生を振り返ると、それぞれ、あるステージにおいてターニングポイントが必ず存在します。良い人との出会いや、音楽や文化芸術にすごく感動したり、強烈なインパクトのある事件・事故、大病をしたなど、それぞれ人生にいろいろターニングポイントとなるものがあるのですが、入学試験、入社試験というようなものもこれと同じだと思います。それに通過するかしないかによってその人の人生は大きく変わる。そのぐらい人の人生に関わる重要な業務であることを、再度認識して取り組んでいただきたいと強く思います。以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。ほかに御意見がなければ、次に議事日程に従い審議案件に移ります。

まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第74号議案「横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」、教委第75号議案及び教委第76号議案「教職員の人事について」、教委報第6号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第74号議案から教委第76号議案及び教委報第6号は非公開といたします。

議事日程に従い、教委第71号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」所管から御説明いたします。

原田職員課長

職員課長の原田でございます。よろしくお願いたします。それでは、教委第71号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」説明いたします。ページをおめくりいただきまして、2ページを御覧願います。「提案理由」ですが、職員の定年引上げ等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので、提案するものでございます。

主な改正箇所ですが、ページをお進みいただきまして、4ページの新旧対象表、下線部分を御覧願います。まず、中段にございます第2条、生涯学習文化財課生涯学習係の事務分掌でございますが、今年度から「成人式」が「二十歳の市民を祝うつどい」に名称変更されたことに伴いまして、その文言を変更するものでございます。

次に、教職員人事課人事第二係において、左側の現行欄に「学校管理員」とありまして、こちらは主に学校の警備を担当する職でございますが、機械警備が進

んだことにより職が廃止されたことに伴いまして、その文言を削除するものでございます。

1 ページお進みいただきまして、5 ページを御覧願います。第3条第3項、第4項、第4条第2項に、定年引上げに伴って新設される職であります「キャリアスタッフ」を追加するものでございます。このキャリアスタッフとは、次年度から制度の運用が始まる定年年齢の段階的な引上げに伴いまして設定される職でございます。60歳時点で課長補佐、係長級だった者が、60歳到達後の最初の4月1日に、このキャリアスタッフという職に任用されることとなります。このキャリアスタッフの役割といたしましては、これまで培ってきた豊富な経験を組織に還元し、課長・係長を補佐し、人材育成等に貢献することとされております。

最後に、別表の西部学校教育事務所の管轄する学校に、今年度開校いたしました緑園義務教育学校の設置に伴いまして、「義務教育学校」を追加するものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ教委第71号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第72号議案「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について」所管から御説明いたします。

原田職員課長

引き続き職員課長の原田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、教委第72号議案「横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について」説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、2 ページを御覧願います。「提案理由」ですが、教育委員会の任命する一般職職員のうち、横浜市立学校に勤務する者以外の職員について、勤務時間の割振り等を追加するため、横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を改正したいので、提案するものでございます。

主な改正箇所でございますが、最後の8 ページを御覧願います。こちらは、改正後の表を記載してございます。まず、横浜市におけますフレックスタイム制度ですが、原則として午前8時30分から午後5時15分までとされている職員の勤務時間について、こちらの表にございますとおり、その前後に複数の勤務時間を設定し、職員の申告に基づいて所属長がこれらの勤務時間を割り振ることで、職員にとってより柔軟で働きやすい仕組みとして、平成31年4月から運用されております。今回、表の下線部分、5組に記載している午前8時15分から午後5時までの勤務時間を新たに追加するものでございます。

なお、この改正は、市長部局における規程の改正に伴い、来年度から試行的に運用されることから、教育委員会事務局においても同様の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

柔軟な働き方をする上で、こういう制度は重要だと思います。ただ、たくさん

のパターンが増えることによって、コアタイム、皆さん全員がそろそろ時間帯が12時15分から16時になります。そのうち、12時15分からといっても、お昼休憩なども含まれており、全員がそろそろ時間がどんどん短くなっていくのがこの制度だと思いますので、情報の共有に関して漏れないようにしっかりお願いしたいということと、最大で7時15分から21時までという長い勤務時間になります。勤務間インターバル制度は今、11時間と決まっています。そういったところもしっかりと守っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

原田職員課長

御指摘ありがとうございます。まず、共通して出勤する時間が狭まってしまうのではないかという御指摘について、精緻なデータはないのですが、実際にお取りいただいている方は、恐らく育児等の関係で、保育園等にお送りしてから、例えば9時からの出勤、あるいは8時45分からの出勤でフレックスタイム制度を取っているケースがウェイトとしては大きいと思います。そうだとした場合、皆さんが集まった段階で、朝ミーティングをするようなことを各課室で行っているわけですが、その時間を8時半からではなく、例えば8時45分、あるいは9時から行っている課が実際に教育委員会事務局にもございます。情報の共有は今も行っておりますし、引き続き行ってまいりたいと思います。あと、勤務間インターバル制度につきましては、本市の制度として勤務間インターバル制度自体はないのですが、今、委員がおっしゃった遅い時間帯につきましては、少し細かい規定ですが、業務に必要な場合のみとなっておりますので、そういった場合には当然、次の時間の出勤は、逆に余裕を持ったスケジュールで行う等、個別に行っております。もちろん職員の方の健康に関わることでありますので、そこはしっかりと所属長において管理していくと認識しております。

四王天委員

勤務間インターバル制度に関しては現在、多くの企業で取り組んで、早いところはもっと早くから取り組んでいますけれども、健康管理の上でも重要なので、もし規程をつくるのであれば導入していただきたいと思います。

森委員

御報告ありがとうございます。フレックスタイム制度問わず、子育てや介護、通院、更年期と、本当は短時間で勤務したいけれどもできないと思っている方が今も現に多いですし、より増えていくとも言われています。先日、私はいろいろなデータを見ていたのですが、相談はおろか、その状況を職場に言えていない人が圧倒的多数です。例えば介護の状況だったり、一人で抱えていることが非常に多いというデータもございます。なので、まずそれが言える環境と相談しやすい環境を、制度とセットでぜひお願いしたいと思います。

あと、今回は教育委員会事務局の中でも、一般職員のうち、学校に勤務する者以外の職員についてだと思います。実際に学校現場では、より使いづらいものになっていると想像いたします。今までの方法を基に担任の在り方やクラスの持ち方を考えると、使いづらかったり、こういった勤務はしづらいということがあるかと思いますが、そういう発想のままに居続ける限り、選ばれない職場になってしまいますし、いろいろな事情が変わったときに諦めざるを得なくなってしまうと思いますので、今回のテーマではないですが、そこもぜひ考え続けていただきたいと思います。

鯉淵教育長

ほかにはいかがでしょうか。

中上委員

今回は学校以外のフレックスタイム制度ということで、私の行政の経験で言う

と、フレックスタイム制度は今の時代に合って結構なことだろうと思います。子育てや介護など、これは時代で入れていくべきだと思っています。ただ、一方では、昔から言われていた窓口や少数職場などで、コアタイムの時間帯に処理しなければいけないときにどのようにするか。お互いが補い合って解決するのが前提ですが、例えばの話で、議会对応などで私も苦勞したから皆さんも苦勞すると思いますが、短時間のうちに答弁を作らなければいけないわけです。市長答弁ですと市長のところで勉強会を行うわけで、今日は課長が介護で不在というときは部長や係長が行うということになるのかとは思いますが、時と場合、先ほど言った業務に支障のない範囲でということで、上司と部下がカバーするのは当然ですが、そうは言ってもなかなか現場の中でフレックスタイム制度を取り入れづらいところもあると思います。少し難しい質問かもしれませんが、その辺はどのようにお考えになっているでしょうか。

原田職員課長

ありがとうございます。職員の方の様々な事情、例えば先ほども申しましたような育児、介護等ということで、そういった方が実際に増えているなという印象を私も持っておりますし、今、中上委員がおっしゃったような御懸念もあろうかと思えます。職員や責任職の異動等について、こういった配慮をお願いすると、自ら申し出るような調書がございますので、そういう方が配置になった場合には、この方はこのような事情があって、その事情に伴ってフレックスタイム制度をこの時間で使うということ、まずは所属長がしっかりと認識することが大切かと思っております。その上で、そこの働き方のバランスを取りながら、フレックスタイム制度を使っている方が係長・課長で、そういった特段の状況があったときには、その配慮をしながら業務に支障がないように対応するというのが、まさに職場の所属長に求められるマネジメントだと思います。ですので、実際に教育委員会事務局には、責任職の方でもフレックスタイム制度を用いている方がいらっしゃると思いますので、委員の御指摘を踏まえまして、これからの教育委員会事務局の運営に生かしてまいりたいと思えます。

中上委員

職場の理解とやりくりは当然、今の時代に合わせて行っていかなければいけないのですが、先ほどの議会の対応は、国も悩みの中で、通告をメールで簡略化したり、本当は綿密に聞かないと趣旨と違うことになってしまいますので、いろいろ方法を議会側で協力している面もあると聞いています。これは総務局が考える話かもしれませんが、逆に仕事のスタイルも、皆さんの御負担が減るような勉強会の在り方や、方法そのものも少し簡便になるような、議会の協力が一番だと思いますが、そういうことも必要かなと思います。意見です。

鯉渕教育長

フレックスタイム制度を利用している人数を、大体の割合でも良いので、教育委員会事務局だけでも教えていただけますか。

原田職員課長

ありがとうございます。細かいデータというよりはおおむねというような形になりますが、教育委員会事務局には常勤の職員が約880人おります。そのうち、毎月利用している方は約140名ということで、月によって多い少ないはございますが、そういった利用の状況となっております。

中上委員

関連で良いですか。短時間で休暇を取るような制度が何年か前から入っていますよね。正式な名前は分かりませんが、お子さんが発熱で急に帰らなければいけない、1時間休暇を取りたいなど、いろいろあります。短時間の休暇制度は、大

体どのくらいの利用率があるのですか。

原田職員課長

ありがとうございます。中上委員がおっしゃったのは、恐らく年次休暇を1日、半日、時間休、育児の関係で小さいお子さんについては育児時間など、そういったかなりバリエーションのある休暇の取り方がございます。なので、手元にそれごとの数字はないのですが、今おっしゃったような事案が発生すれば各所属で柔軟に対応している状況ではあると思います。

中上委員

分かりました。その辺りは、上手にそれぞれの制度を組み合わせさせて使っていけば、うまく進むのではないかと思います。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ほかに御意見がなければ、教委第72号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
次に、教委第73号議案「横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

山岸総務部長

総務部長の山岸でございます。教委第73号議案「横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について」御説明いたします。資料の2ページ、「提案理由」を御覧ください。機構改革の反映及び発送文書に文書番号を振らなくてもよいものを限定的に認めることができるようにするため、横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部を改正したいので、提案するものでございます。詳細については庶務係長より説明いたします。

飯田総務課庶務係長

総務課庶務係長の飯田と申します。よろしく願いいたします。教委第73号議案「横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について」御説明いたします。別紙で説明資料をつけておりますので、こちらで御説明させていただきたいと思っております。右上に教育委員会資料と記載されたものを御覧ください。タイトルでございますが、「横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について」でございます。

「1 趣旨」になります。先ほども御説明いたしましたとおり、機構改革の反映及び発送文書に文書番号を振らなくてもよいものを限定的に認めることができるようにするため、「横浜市教育委員会行政文書取扱規程」の一部を改正するものでございます。

「2 改正の概要」です。繰り返しになりますが、「(1) 機構改革による改正」、こちらについては総務局の機構改革に伴う改正でございます。「(2) 発送文書に文書番号を振らなくてもよいものを限定的に認める改正」、「(3) その他の改正」でございます。なお、この文書番号を振らなくてもよいものを限定的に認めるという部分でございますが、主に軽易な文書であったり、相手方が定める様式により発送する文書を想定してございます。

続きまして、「3 新旧対照表」でございますが、本資料の裏面以降に新旧対照表を記載しておりますので、御一読いただければと思います。

最後に「4 公布・施行予定日」でございますが、令和5年3月31日横浜市報への掲載をもって公布とする予定であり、併せまして令和5年4月1日からの施

行を予定しております。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いたします。

鯉淵教育長 所管からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員 原則、問題ないと思うのですが、文書番号について、付ける付けないによって何が変わるのか、もう少し教えてください。

飯田総務課庶務係長 御質問ありがとうございました。文書番号を付すことによって、その文書を容易に特定しやすいということがございます。相手方が定める様式により発送するもの等であれば、この文書の番号をつけなくても、文書の特定が容易にできるという解釈から、このような改正理由となっております。

森委員 では、軽易なものという定義について、何ををもって軽易とするかはどのように判断するのでしょうか。

飯田総務課庶務係長 申し訳ございません。そのあたりの由来についてはこちらでまだ把握しておりませんが、先ほど御説明いたしました資料の4ページ目でございます「新旧対照表」を御覧いただければと思います。「第20条」としまして、既にこの部分につきましては規則で定められていますけれども、今回それに付随する形で、先ほど御説明しました相手方が定める様式により発送するもの等を追加するような改正理由となっております。御質問に答える形となっておりますので、申し訳ございません。

森委員 では、「軽易なもの」という、1点目についてはこれまでと変わりがないということですか。今、変更すると言っているものは、相手方の定める様式により発送するものと、国等が示す要件を満たすシステムを用いて発送する電磁的記録のものが変更点ということですか。

飯田総務課庶務係長 おっしゃるとおりでございます。

森委員 特定しにくくなることによる不利益にどんなものがあるかということになるかと思うのですが、2点目、3点目の変更については、特定し続けられるということで問題ないと思います。

飯田総務課庶務係長 そのように理解しております。

鯉淵教育長 ほかにございますか。ほかに御意見等がなければ、教委第73号議案については原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

山岸総務部長

3月16日に個人の方1名から、「市立学校におけるPTA加入手続の問題点及び非加入者に対する不利益な扱いの是正に関する要望書」が提出されました。この要望書につきましては、事務局で対応調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様におかれましては、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会でございますが、3月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会でございますが、4月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上でございます。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は3月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は4月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第74号議案「横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」

(原案のとおり承認)

教委第75号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第76号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委報第6号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」

(報告のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前12時15分]